

第1章 保護者の意向を可能な限り尊重するために

就学先となる学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスに、本人及び保護者と学校、学校の設置者である市町村教育委員会との合意形成を図ることが挙げられます。

現行の就学手続きにおいて、市町村教育委員会は、新就学の子どもをもつ保護者に、小学校に入学する前年度の1月末までに就学決定通知を送付することになっています。その前段では、保護者の意向を確認し、教育支援委員会を開催して専門家の意見を聞き、本人及び保護者と合意形成を図った上で、就学先を決定するというプロセスに取り組まれています。

保護者の意向を可能な限り尊重するためには、小学校に入学する前年度だけではなく、乳幼児の段階から、関係機関と連携したり、就学に関する様々な支援を用意したりすることが重要です。

本章では、保護者が正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談や支援に臨めるようにするための手立てと、教育支援委員会で審議を行う際のポイントを中心に構成しています。

(1) 乳幼児健康診査等の活用

市町村で実施している1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は、親子の関係性や子どもの発達の状態の把握に加え、疾病や障がいの早期発見など、子どもの教育支援を検討する上でも重要な意義があります。

近年は、社会性の側面などから子どもの特性を早期に発見する5歳児健康診査を実施する市町村も増加しており、こうした健診の場は保護者と接点をもてる貴重な機会となります。

そのため、健診には、保健師や医師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、歯科衛生士等の専門家に加え、教育委員会の指導主事が参画し、健診の前後に「保護者説明会」や「個別の相談会」を実施するなど、工夫をしている市町村もあります。

就学時健康診断や教育支援委員会を開催する時になって初めて特別な教育的支援を必要とする子どもの保護者と就学に関わる相談を開始するのではなく、子どもの年齢や発達等に応じて段階的に相談・支援を行うことなどが考えられます。市町村教育委員会の担当者には、子どもの特性等を踏まえた適切な教育が受けられる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者とともに醸成していくことが求められています。

※ 乳幼児健康診査等は、幼児教育施設等を利用していない家庭とも接点をもてる貴重な機会になります。

5歳児健康診査マニュアル [こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者：永光信一郎) 研究分担者：小枝達也、小倉加恵子 研究協力者：是松聖悟]



健診等の充実を図る妹背牛町の取組

妹背牛町では、「学校で困らないように準備しておこう！」を合言葉に、就学前までに保護者と子どもの発達について共有することを大切にしています。

平成22年度から実施している5歳児健康診査では、集団活動における心配な点を保護者に伝えるようにしており、就学を見据えて1年以上前から保護者と相談する機会を設けています。さらに、令和3年度からは4歳児健康診査を実施し、保護者と子どもの発達を確認する機会を設けるとともに、従来から大切にしてきた保育所等をはじめ、関係機関との情報交換も積極的に行っています。

また、就学時健康診断では、事前に実施するもの(視力や聴力の検査など)と当日実施するもの(歯科健診や内科健診など)に分けるなど実施方法を見直すとともに、教育委員会、ことばの教室、保育所の職員や保健師で事前と事後のカンファレンスを実施することにより、子ども理解に基づいた必要な支援と保護者へのアプローチ方法を共有しています。

(2) 保健・福祉部局との連携

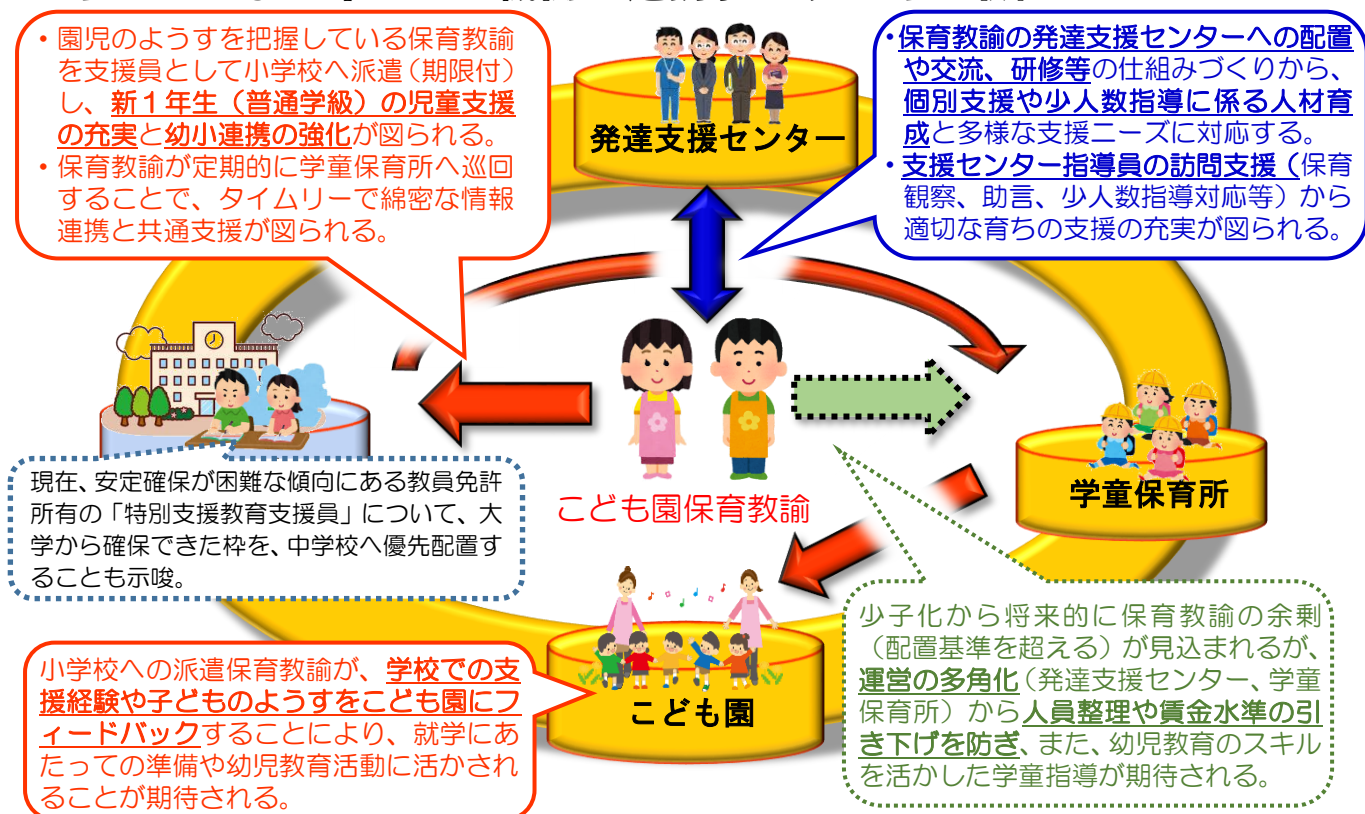
保護者からの相談は、教育委員会や学校（園）だけでなく、保健所や児童相談所、児童福祉施設等の担当者が応じる場合もあり、相談がその先の教育支援につながるよう、教育委員会は関係機関と連携を図ることが重要です。

そのため、教育関係と保健・福祉関係の職員が同席する特別支援連携協議会や要保護児童対策地域協議会等の会議の場を活用し、子どもの情報を共有している市町村があります。また、こども園を教育委員会が所管し、子どもの様子を把握している保育教諭を支援員として小学校に派遣することで幼小の連携を図るとともに、派遣された保育教育が、小学校での支援内容や子どもの学校生活の様子等をこども園にフィードバックすることで、就学に向けたこども園の活動の充実につなげている市町村もあります。

その一方で、教育と保健・福祉関係部署との連携が十分と言えない地域もあります。

地域で子どもを支えていくという観点に立ち、就学先の決定に至るまでには、教育委員会、学校、幼児教育施設、保健・福祉、医療の担当者等、多くの関係者が関わり、それぞれの機関がもつ様々な情報を共有し、教育支援に生かしていくことが求められます。

「子どもをまん中に」各機関が連携する今金町の取組



今金町の担当者からは、「保育教諭や発達支援センターの職員と意見交換することで、子どもの特性や支援の具体についての理解が深まる。」「教育委員会と関係部局が連携し、情報共有の場を設けることで、幼児期から就学後までの一貫した支援につながる。」などの感想が聞かれました。

詳しくは、今金町教育委員会のWebページから



(3) 行動観察の重要性

教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先となる学校や学びの場を判断する上で、実際の子どもの活動場面において、行動等を観察することが重要です。

そのため、多くの市町村教育委員会では就学担当者等が、子どもが通う認定こども園・幼稚園・保育所、小学校等や、児童発達支援センター等の就学前の支援機関、放課後等デイサービス等の就学後の支援機関等に出向いて行動観察を行っています。

行動観察の精度を高めるには、複数の関係者で観察を行い、教育的ニーズを整理するために必要な三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）について、それぞれの角度から客観的に評価することが求められます。

相談担当者が行動観察を行う際の留意点

□ 子どもとの直接的な関わりを大切にする

- ・離れた位置から静的に観察するよりも、子どもとの直接的な関わりや働き掛けを通して観察する方が必要な情報を多く得られる場合があります。
- ・担当者が子どもと関わっている様子を保護者に見学してもらうことで、保護者自身の子ども理解につながる場合があります。
- ・子どもによっては、直接的な関わりによって、緊張してしまう場合があります。

□ 子どもの可能性を探る視点をもつ

「できる・できない」の観点で行動観察を行うのではなく、どのような教育環境や支援があれば可能になるのかなど、子どもの成長・発達の可能性を探る視点をもつことが大切です。

□ 事前の情報収集を大切にする

保護者面談等を通じて、子どもの成長や発達で気になること、子どもが興味や関心をもって取り組むことができること、本人及び保護者の願いなどを聞きます。その情報を基にしながら行動を観察することで、教育的ニーズや必要な支援内容の検討に関わる有効な情報が得られる場合があります。

※ 訪問した機関で、個別の支援計画等を作成している場合には、その活用方法について事前に協議しておくことが必要です。その際、本人及び保護者に、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ておくことが重要です。

相談担当者が行動観察する際の視点

一般的な発達の段階を踏まえて行動観察を行うことにより、対象となる子どもの実態を把握することができます。子どもの実態等を早期に把握し、幼児教育施設等と連携することにより、支援の担い手を多層的にすることが重要です。

1歳6か月児の発達	3歳児の発達	5歳児の発達
・走る ・階段を歩いて上る ・2～3個の積み木を積む ・殴り書きの真似をする ・あまりこぼさずにスプーンとコップを使う ・有意味語を6つ話す ・からだの部分を一つ指し示せる ・人形やぬいぐるみで簡単なままごとをする	・脚を交互に挙げて階段を上る ・両足をそろえて跳べる ・クレヨンで○が書ける ・ハサミを使って紙を切る ・誰と来ましたか？に答えることができる ・長い・短いの区別ができる ・友達と遊んでいて順番が待てる ・上着を自分で着ることがができる	・片足立ちが5秒以上できる ・スキップができる ・鉛筆を正しく持ち四角が描ける ・ハサミで紙を線に沿って切ることができる ・物品の用途の説明ができる ・過去のことやこれからことが話せる ・あまり困難なくじっとして人の話を聞くことができる ・あまり困難なく同じ年頃の子どもの中で長時間過ごすことができる。

3～5か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診のための健やか子育てガイド[こども家庭科学研究費補助金等成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者：永光信一郎) 分担研究者：小枝達也]



行動観察を丁寧に行う釧路管内5町村の取組

釧路管内では、釧路町が事務局を務め、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町が合同で教育支援委員会を開催しています。教育支援委員会で審議の対象となる子どもの数が増加傾向にあり、就学事務の諸手続きに時間を要することもあります。

こうした状況においても、教育支援委員会の面接審査委員を教育大学の教員や特別支援学校の管理職に委嘱するとともに、事前に得た就学に関わる情報を委員に情報提供しています。また、教育支援委員会面接審査当日には、委員が複数体制で子どもと関わるなど行動観察を大切にしたり、保護者との面談の内容や様子、園での子どもの様子を職員等から聞き取って共有したりするなど、丁寧な審議を行っています。

釧路町教育委員会では、スクールソーシャルワーカーが教育支援委員会の事務局を担当し、町長部局の「けんこう応援課」との連携により、障がいのある子どもについての情報共有ができる体制を整えています。

市町村教育委員会の就学事務担当者からのコメント

- 幼児教育施設等を訪問して子どもの普段の行動や様子を観察することで、紙面や短時間の面談では把握できない詳細な情報を得られる。
- 子どもの実際の様子を観察してから、保護者と面談を行うことで、保護者の不安や疑問に対する適切なアドバイスが可能になる。

(4) 保護者との面談

面談は、子どもの発達や障がいの状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育の内容や方法に関する保護者の意向、就学先となる学校や学びの場について保護者が希望することなどを聴く貴重な機会です。

多くの場合、面談前に、市町村教育委員会から保護者に対して就学に関する幅広い情報が提供され、保護者は就学に関する事前の相談・支援、就学先の決定及び変更の仕組みや手順について理解している状況にあります。

市町村教育委員会の相談担当者は、保護者に特別支援教育の仕組みや地域の特別支援教育の実施状況、学校や学びの場の特徴などについて具体的に説明するとともに、保護者の意向を聴いた上で面談を実施することが求められます。

保護者の意向を引き出すための配慮

- ☐ 保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境に配慮します。
- ☐ 保護者の抱えている悩みを受け止めるという共感的理解に努め、相互の信頼関係を築くようにします。
- ☐ 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けます。
- ☐ 保護者が上手く関わっている点を伝えるなどして、不安を和らげるような対応を心掛けます。
- ☐ 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供します。
- ☐ 個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておきます。

※ 早期からの支援を通して「個別の支援計画」や「個別の教育支援計画」等が作成されている場合には、それらを十分に活用し、生育歴や家庭環境等の情報を繰り返し尋ねることがないよう、十分に留意する必要があります。

※ 就学に係る事務や教育行政に初めて携わる職員が対応する場合は、保護者との関わりに経験を有する他の職員等の協力を得ながら、保護者との円滑な関係構築に努めることが重要です。

市町村教育委員会の就学事務担当者からのコメント

- 保護者とともに子どもの支援方法を検討することで、より実効性のあるサポートを提供することができる。

(5) 学びの場の説明

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」において、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援が行われることを、保護者に分かりやすく情報提供することが重要です。

そのため、多くの市町村では、事前の教育相談で就学に関わる基本的な考え方を説明するほか、就学先となる学校や学びの場に関する情報を得られる機会である体験入学や学校見学会に参加するよう伝えるなどの取組が行われています。

こうした取組を通じて、就学先となる学校や学びの場の違いにより提供可能な教育環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどが異なることについて、保護者の理解を深めていくことが求められています。

保護者に必ず伝えてほしいこと

- ☐ 就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではないこと。
- ☐ それぞれの子どもの発達や適応の状況等を勘案しながら、小・中学校等と特別支援学校間の双方向で転学等ができること。
- ☐ 小・中学校等の中でも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の学びの場の変更ができること。
- ※ 知的障がいのある子どもについては、通級による指導を活用することはできません。

体験入学の意義

- ☐ 保護者にとって、自分の子どもが実際に授業に参加している姿を見学することは、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となります。
- ☐ 学校にとっては、入学予定の子どもの実態を知り、入学に備えて指導体制や学習環境を検討する際の参考となります。

※ 体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場や、場合によっては異年齢の子どもとの活動が初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるよう配慮することが重要です。

※ 道立特別支援学校では、体験入学や学校見学会、教育相談等を実施しています。希望される保護者がいる場合には、障がい種に対応した特別支援学校や近隣の特別支援学校に問合せください。

子どもや保護者による学校見学での留意事項

事前

- ☐ 単なる学校施設の見学に終始しないようにします。
- ☐ 学校は見学者である子どものことを大切に考え、本人及び保護者を温かい雰囲気で見迎えます。
- ☐ 本人や保護者が知りたい情報に的確に応えるための事前の準備が重要です。学校要覧や日課表など、既存の資料も活用して説明します。

当日

- ☐ 授業の見学を実施する場合には、保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明します。
- ☐ 就学を前提にしている場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、多様な学びの場を活用した成長事例を分かりやすく説明します。
- ☐ 小・中学校等では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場があることや、子どもの状態に応じて変更可能であることについて、保護者が理解を深められるようにします。他校通級を行っている場合は、その概要を説明します。

事後

- ☐ 学校見学終了後、市町村教育委員会の相談担当者は、見学した学校や学びの場に関する保護者や本人の疑問や感想を確認し、今後の教育相談の進め方や手続き等について説明します。
- ☐ 特別支援学校も含め、いくつかの就学先となり得る学校や学びの場の見学の機会を設け、保護者が、子どもの就学先決定に対する幅広い視点をもてるようにします。
- ☐ 学校見学は、保護者や本人の理解と納得が得られるまで複数回行うことが必要なケースもあることから、型通りに進めることなく、保護者の意向を十分に把握しながら計画します。

※ 市町村教育委員会は、学校に対し、特別な準備をするのではなく、日常の学校生活をありのままに見てもらうように伝えることが重要です。

次頁には、小・中学校等における「通級による指導、特別支援学級と特別支援学校の概要」を整理しているほか、巻末資料P27～30にも保護者へ説明する際に活用できる資料を掲載しています。

小・中学校における通級による指導、特別支援学級と特別支援学校の概要

	小・中学校		特別支援学校
	通級による指導	特別支援学級	
概 要 等	通常の学級に在籍し、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が特別の場所で学習しています。	障がい種ごとの少人数の学級で学習しています。 同じ障がい種の児童生徒（1学級8人）で学級を編制しており、多くの場合、異学年の児童生徒とともに学習しています。	法令に定められた障がいの種類及び程度を有する児童生徒が学習しています。 小・中学部は1学級6人、高等部は1学級8人で学級を編制しています。 ※ 障がい種が2つ以上ある児童生徒で学級を編制する場合は1学級3人です。
対 象 障がい種	弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい	弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がい	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。）
教育課程	個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき自立活動の指導※を行います。		
	週当たり1から8単位時間程度（学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある児童生徒は年当たり10単位時間以上）を目安に障がいの状態に応じた学習（自立活動）をしています。 授業中に取り出して行う形と放課後に行う形があります。	※ 必要に応じて次のような工夫をしています。 ・下学年の各教科等の目標・内容と代替 ・各教科の目標・内容を知的障がい特別支援学校のものと代替（知的障がいがある場合のみ）	知的障がいがない場合は、小・中学校に準じた内容を学習しています。 障がいの状態等に応じて、自立活動の指導を中心に学習をしています。
主な進路先	高等学校に進学しています。	知的障がい特別支援学級は、特別支援学校の高等部へ、それ以外の特別支援学級は、高等学校への進学者が多い状況にあります。	多くは特別支援学校高等部に進学しています。
そ の 他	個別や小集団で学習しています。 在籍校で指導を受ける「自校通級」、他の学校で指導を受ける「他校通級」、担当教師が学校を巡回する「巡回指導」があります。	原則として週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級で児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた学習をしています。	※ 特別支援学校の情報はこちらから 道内の特別支援学校一覧 （北海道立特別支援教育センターWebページ） 

※自立活動の指導とは、社会性や運動面など、一人一人のお子さんの学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

(6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

① 教育支援委員会の役割等

就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要です。そのため、市町村教育委員会では、教育支援委員会等にそれぞれの専門家に委員を委嘱し、多角的、客観的な検討を行っています。近年は、早期からの一貫した支援の重要性から、認定こども園・幼稚園・保育所や児童発達支援センター等の障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ているケースもあります。

その一方で、関係機関や専門家等の人材が確保しにくい市町村があり、そうした市町村では近隣の特別支援学校の管理職に委員を委嘱したり、道立特別支援教育センターの教育相談結果を活用したりするほか、複数の市町村教育委員会が共同で教育支援委員会等を設置するなどの工夫が行われています。

市町村の規模等に応じて、教育支援委員会を構成する委員や実施方法も異なる状況にありますが、教育支援委員会は子ども一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという重要な役割を担っています。

※ 教育支援委員会は学校教育法施行令第18条の2に基づき、設置されています。

注意が必要な点

- 就学先となる学校や学びの場は、教育支援委員会において検討しますが、総合的な判断は市町村教育委員会の役割です。本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的に市町村教育委員会が決定することになります。
- 審議の対象となる子どもの数が多い市町村では、1ケース当たりの検討する時間も限られますが、教育的ニーズを整理するために必要な三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）に沿って協議を行う必要があります。
- 就学先となる可能性がある学校の管理職など、対象の子どもと利害関係が生じる可能性のある関係者が、教育支援委員会の委員である場合は、公平・公正の観点から、審議に関わる発言などについて配慮すること考えられます。
- 就学先となる学校や学びの場の判断について、教育支援委員会の委員が保護者に説明する場合もありますが、その場合においても市町村教育委員会の責任のもと、行う必要があります。

※ 学びの場を検討する際の留意点等については、教育支援委員会の委員が共通理解することが重要であるため、令和6年8月21日付け教特第585号で通知したオンデマンド動画を御視聴ください。

「教育支援委員会において学びの場を検討する際の留意点等について」のオンデマンド動画（北海道教育委員会）



教育支援委員会の機能拡充に向けた方向性

教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、次のように、その機能の拡充を図ることが求められています。

- 子どもの障がいの状態等を早期から把握する観点から、市町村教育委員会の相談担当者との連携により、対象となる子どもの情報を継続的に把握する。
- 就学移行期においては、市町村教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行う。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行う。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行う。
- 就学先について、市町村教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合は、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行う。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行う。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行う。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行う。

【コラム：不登校の児童生徒への対応】

小・中学校等で、不登校が長く続く児童生徒の中には、学習経験が不足することから知能検査の結果が知的障がいの範囲になるケースがあります。

知的障がいは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態とされており、IQの数値や、友達関係や集団行動が苦手で登校できない、食事や清潔行動など日常生活習慣などで家庭でのトラブルが多いなど、状態像のみに着目すると、一見知的障がいがあるかのように感じます。

しかし、知的障がいは中枢神経系の機能障がいであり、その症状は、胎児期、出生時及び出生後の比較的早い時期に起こると言われています。

こうしたことを踏まえると、現在の状態のみをもって特別支援学校や特別支援学級に在籍変更することは、児童生徒の自己肯定感を低下させるとともに本来学ぶべき内容を学べなくなる可能性もあり、将来を左右することも考えられます。

現在在籍している学級での授業の分かりやすさや児童生徒のよさを認める温かな学級経営、教育支援センターとの連携や登校できない期間の学習保障、本人・保護者への温かな教育相談等の早期対応の状況について、校内委員会や教育支援委員会、市町村教育委員会で評価し、必要に応じた改善策を講じることが重要になります。

不登校支援ガイドブック「全ての子どもの笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～」(北海道教育委員会)



(6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

② 就学先と学びの場の検討

教育支援委員会は、市町村教育委員会が子どもの就学先となる学校や学びの場を判断する上で、重要な役割を担っています。

ほとんどのケースで学校教育法施行令や文部科学省が発行した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、適切な対応が行われている状況にありますが、緊急性や困難性のあるケースにおいても法令等に則った対応を行う必要があります。

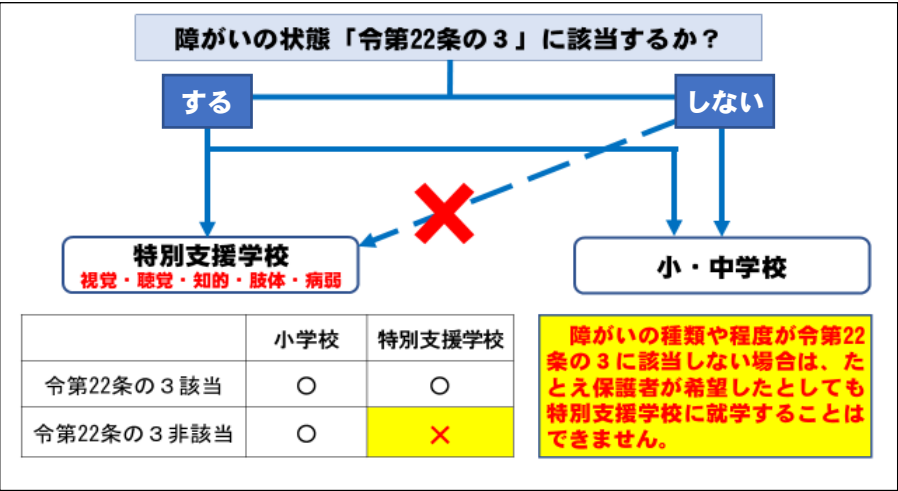
就学先となる学校や学びの場の検討を行う際には、教育支援委員会の委員が就学先決定等の仕組みを理解するとともに、子ども一人一人の障がいの状態等を把握し教育的ニーズを明確にして具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理します。

その上で、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について検討することが求められています。

以下の就学の仕組みについては、保護者に就学の意向を聴く前の早期の段階で、説明しておくことが極めて重要です。

また、P5までに示した様々な情報をもとに審議を行うことが求められます。

特別支援学校への就学を検討する場合



令第22条の3の詳細については巻末資料P23を御覧いただくほか、二次元コードから「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省)にアクセスし、P368(冊子版はP370)を参照してください。



子どもの障がいの状態等が学校教育法施行令第22条の3に該当し、本人・保護者が地域の学校で学ぶことを希望する場合は、保護者に地域や学校における基礎的環境整備※の状況について説明を行うとともに、就学に向け必要となる合理的配慮の内容について保護者と合意形成を図っていくことが求められます。

子どもの障がいの状態等が学校教育法施行令第22条の3に該当しない場合は、本人・保護者が特別支援学校で学ぶことを希望しても、特別支援学校に就学することはできません。

※ 基礎的環境整備とは、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内でそれぞれ行う障がいのある子どもに対する教育環境の整備であり、「合理的配慮」の基礎となる環境整備を指す。

特別支援学校に就学させることができない主な例

障がいの種類及び程度が、学校教育法施行令第22条の3に該当せず、

- ・発達障がいがある
- ・医療的ケアが必要である
- ・不登校である
- ・問題行動があり、地域の学校や家庭で対応することが困難である
- ・在籍している学校に不信感がある
- ・寄宿舎を利用させたい
- ・児童福祉施設に入所した など

特別支援学級への在籍を検討する場合

障がいの種別ごとの学級を編制し、一人一人に応じた教育を実施する特別支援学級に在籍することのできる児童生徒の状態像は、巻末資料P24「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」に記載しています。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
平成25年10月4日25文科初第756号<文部科学省初等中等教育局長>



文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」には、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ児童生徒が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合は、通常の学級（「通級による指導」の利用を含む）への在籍変更を検討すべきと示されており、特別支援学級への在籍は常時少人数で個に応じた指導を必要とする児童生徒に限られていることが分かります。

また、学習障がいや注意欠陥多動性障がいのある児童生徒は、特別支援学級ではなく、通常の学級（通級による指導）の対象であることに留意が必要です。

こうした内容についても、保護者に丁寧に説明し、合意形成を図っておく必要があります。

上記を踏まえた特別支援学級に在籍する児童生徒の例

- ・自閉症があり、通常の学級において環境の調整を行っても、本人が集団での学習に不安を感じる
- ・緘黙があり、大きな集団では心理面への影響があり指導が困難である
- ・弱視や難聴があり、文字を読んだり、話を聞いたりすることに時間を要する
- ・病弱があり、授業中も体調に合わせた指導を要する など

子どもの就学先は、最終的に市町村教育委員会が決定しますが、教育支援委員会では、特別支援学級の目的や教育内容を十分に理解した上で審議することが重要です。

(6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

③ 合理的配慮にかかわる協議

教育委員会及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「障害者差別解消法」に基づき、学習などへの参加を可能とするための合理的配慮を行う必要があります。

そのため、市町村教育委員会では、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討し、個々に決定される合理的配慮の内容について、関係者間で共通理解を図っています。

合理的配慮の決定に際し、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、教育支援委員会に助言を求められる場合もあり、教育支援委員会の委員には、合理的配慮を提供するに当たっての観点を踏まえておくことが求められます。

※ 合理的配慮を具体的かつ網羅的に記述することは困難ですが、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、合理的配慮を提供するに当たっての観点を①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備について類型化し整理しています。

※ 障害者差別解消法の背景や考え方については、「小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック」P3も参照してください。



(参考)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)における合理的配慮を提供するに当たっての観点(抜粋)

【「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法】

<①-1 教育内容>

①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

【「合理的配慮」の観点② 支援体制】

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

【「合理的配慮」の観点③ 施設・設備】

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



自閉症のある児童生徒の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容例

自閉症のある児童生徒に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援内容を提供したりして、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにする必要があります。

①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや一般的に用いられるときとは異なる意味での言葉の理解」「手順や方法に関する独特のこだわり」等によって生じている学習内容の習得の困難さを補完するための配慮をする。

例：動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える など

①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

自閉症の特性を考慮し、視覚情報を活用できるようにする。

例：写真や図面、模型、実物等の活用 など

細かな制作等に不器用さが目立つ場合には、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

言葉による指示だけでは行動することが難しい場合には、学習活動の順序を分かりやすくするために活動予定表等の活用を行う。

②－１ 専門性のある指導体制の整備

自閉症を十分に理解した専門家からの支援や特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後、環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、混乱した心理状態を軽減するため、落ち着いて（安心して）過ごすことのできるようなスペースを確保できるよう、避難場所及び施設・設備を整備する。

ここでは、支援の内容の代表的な例を挙げており、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況、児童生徒の実態によっては、上記以外の合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意する必要があります。

データベースから合理的配慮に係る事例の検索ができます。

インクルＤＢは、「合理的配慮」に関する実践事例の検索や、インクルーシブ教育システム構築の相談及び関連する様々な情報収集をすることができます。

<独立行政法人国立特別支援教育総合研究所>

